

## 三重県施工体制確認型総合評価方式試行要領

### (目的)

第1条 この要領は、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号)の規定により、三重県が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事。)において、施工体制確認型総合評価方式(以下「総合評価方式」という。)の実施に関し必要な事項を定め、その適正な活用を図ることを目的とする。

### (定義)

第1条の2 総合評価方式とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、入札者から性能、機能、技術等(以下「性能等」という。)に関する提案(以下「技術提案」という。)を募集し民間の技術を積極的に活用することにより、価格だけでなく、価格以外の技術的な要素を考慮することにより公共事業の質を高めることを目的に、入札時に工事価格及び技術提案をもって申し込みをさせ、施工体制の確保について審査し、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式をいう。

### (対象工事の範囲)

第2条 この要領に定める対象工事の範囲は、次に掲げるものとする。

#### (1) 総合的なコストに関する事項

入札者の提示する性能等によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事

#### (2) 工事目的物の性能、機能に関する事項

入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事

#### (3) 社会的要請に関する事項

環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策またはリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して対策達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事

#### (4) その他

当該工事を所掌する競争入札審査会(以下「競争入札審査会」という。)の会長が総合評価方式に基づき執行することが適当であると認める工事

### (総合評価方式の選定)

第3条 総合評価方式は、次に掲げる入札方式から選定する。ただし、入札者に提出を求める技術提案の特徴に差異があること等を示すために(1)~(3)の各入札方式を更に細分化した呼称により運用することを妨げるものではない。

#### (1) 高度技術提案型

高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性(維持管理の容易性)等、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、

高度な技術提案（歩掛・単価を含む）を活用して、性能等と入札価格とを総合的に評価する。

（２）簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事について、簡易な施工計画や施工方法、同種工事の経験、工事成績等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価する。

（３）標準型

高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価する。

（入札方式の指定及び執行）

第４条 知事又はその委任を受けて契約の締結権を有する者（以下「契約締結権者」という。）は、第２条に該当する工事の施工に当たり、競争入札審査会の審査を経て入札方式の指定を行う。

２ 前項で指定した工事の落札者の決定までの執行に関しては、契約締結権者は第５条に規定する総合評価方式技術審査会（以下「技術審査会」という。）の調査、審議を経て、競争入札審査会の承認を得るものとする。

（技術審査会）

第５条 競争入札審査会又は別途定める機関（以下「競争入札審査会等」という。）の長は、技術審査会を設置することとする。

２ 技術審査会は次に掲げる事項を調査、審議し、その結果を当該工事の競争入札審査会等に報告するものとする。

（１）総合評価にかかる技術提案の要求要件、技術提案の範囲の設定

（２）総合評価にかかる評価基準の設定

（３）提出された技術提案の審査

（４）施工体制の確認審査

３ 技術審査会は、会長、副会長及び委員をもって構成するものとし、構成員は対象工事の規模・内容により選定するものとする。

４ 技術審査会は、落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行令第１６７条の１０の２第４項に基づき、あらかじめ、第７条に定める三重県公共工事等総合評価意見聴取会において学識経験者の意見を聴かなければならない。

５ 前項の規定による意見の聴取において、学識経験者から当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、技術審査会は、当該落札者を決定するに当たり、あらかじめ第７条に定める三重県公共工事等総合評価意見聴取会において学識経験者の意見を聴かなければならない。

６ 技術審査会は、専門工事等において特殊な技術提案を求めて評価するなどの場合は、別途学識経験者の意見を聴くことができることとする。

７ 技術審査会は、三重県低入札価格調査実施要領第３条により算定した額（以下「調査基準価格」という。）を下回る入札（以下「低入札」という。）が行われた場合には、「三重県施工体制確認審査マニュアル」（以下「施工体制審査マニュアル」という。）に基づき施工体制確認審査を受ける意思のある入札者に対し、入札時に施工体制審査意向確認書（様式４）の提出を求めるものとする。

- 8 技術審査会は、施工体制確認資料が提出されたときは、施工体制審査マニュアルに基づき施工体制確認審査を行うこととする。
- 9 技術審査会は、施工体制確認審査の結果について三重県施工体制確認型総合評価審査会（以下「施工体制確認審査会」という。）に意見を求めなければならない。この場合、技術審査会は、審査結果を記載した書面（様式1-1または1-2及び様式2）を施工体制確認審査会に提出するものとする。
- ただし、施工体制審査マニュアル別紙3「施工体制確認に係る審査基礎要件」（以下、「審査基礎要件」という。）の（1）（2）のいずれかを満足していない場合又は審査基礎要件の（3）（4）のいずれかに該当する場合については、様式1-3により施工体制確認審査会への報告にかえることとする。

（施工体制確認審査会の審査及び意見の表示）

- 第6条 施工体制確認審査会は、第5条第9項の規定により技術審査会から意見を求められたときは、必要な審査を行い、書面（様式3-1または3-2）によって意見を表示するものとする。
- 2 施工体制確認審査会の意見は、出席者の過半数をもって決定するものとする。

（審査結果の報告）

- 第6条の2 技術審査会は、第5条第9項の規定による施工体制確認審査会への報告とあわせて、様式1-4により競争入札審査会に報告するものとする。
- 2 技術審査会は、前条第1項の規定による施工体制確認審査会からの意見の表示とあわせて、様式3-3により競争入札審査会に報告するものとする。

（三重県公共工事等総合評価意見聴取会）

- 第7条 公共事業総合推進本部副本部長（県土整備部長）は、三重県公共工事等総合評価意見聴取会を設置することとする。
- 2 三重県公共工事等総合評価意見聴取会の要領は別に定める。

（入札公告又は技術資料収集に係る掲示等に明示する事項）

- 第8条 提案を募集する場合においては、入札公告に係る掲示及び入札説明書等に次の事項を加える。
- （1）入札公告に係る掲示
- ア 当該工事が、三重県施工体制確認型総合評価方式であること。
  - イ 三重県施工体制確認型総合評価方式の競争入札参加資格に関わる事項
  - ウ 技術提案により施工しようとする場合は、その内容を明示した設計及び施工計画書を提出すること。技術提案が適正と認められない場合において、標準案に基づいて施工する意思があるときは、標準案による施工計画等を併せて提出すること（求める場合）、また標準案に基づいて施工しようとする場合は標準案による施工計画等を提出すること。
  - エ 技術提案等の採否については、競争参加資格（一般競争入札）の確認の通知に併せて通知すること若しくはヒアリング時に伝えること（採否の通知等を行う場合）。
  - オ 資料作成説明会を実施すること（資料作成説明会を開催する場合）。
  - カ 資料のヒアリングを実施すること（資料のヒアリングを実施する場合）。

- キ 提案で求める性能等の要求要件及び評価基準
- ク 施工体制の確認審査に関わる事項
- ケ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(2) 入札説明書等

- ア (1) の内容の詳細
- イ 技術提案等は競争参加資格の確認に反映されること。また、その審査に当たっては、施工の確実性、安全性、費用等について評価すること。
- ウ 技術提案等の採否の通知等を行う場合において、技術提案が適正と認められなかったときは、その理由を付すること。また、技術提案及び標準案の両方を提出した建設業者に対して標準案に基づく競争参加資格の確認が行われた場合、又は技術提案が適正と認められなかった場合、当該建設業者は、技術提案が適正と認められなかった理由について説明要求を行うことができること。
- エ 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではないこと。
- オ 技術提案が適正と認められたことにより、設計図書において施工方法等の指定がされていない部分の工事に関する責任が軽減されるものではないこと。
- カ 性能等に関わる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合、または施工体制確認資料に記載された事項が履行できなかった場合は、評価点の減点等を行うこと。

(提案の提出)

第9条 提案の提出に係る手続は次のとおりとする。

(1) 提案を求める範囲

技術提案を求める範囲は、設計及び施工方法等に関するもので、原則として設計図書において指定されたもののうち、総合評価方式によることで発注者に有利となる調達が可能で提案を期待できるもので、民間の技術開発等を積極的に活用することが適当と認められるものの中から、工事の特性に応じて定めることとする。

(2) 提案を求める部分の位置づけ

技術提案を求める部分については、設計図書において施工方法等を指定しないものとする。

(3) 提案の提出方法

入札者は、技術提案を行う場合は、その内容を明示した設計及び施工計画書等を提出するものとする。なお、入札者は、技術提案が適正と認められない場合において標準案に基づいて施工する意思があるときは、標準案による施工計画等を併せて提出することができるものとする。

(技術資料作成説明会の開催、提出資料のヒアリング)

第10条 競争入札審査会等の長は、必要があると認めるときは、技術資料作成説明会の開催、又は提出された技術提案または施工体制確認資料のヒアリングについて、技術審査会に実施させることができるものとする。

## (提案の審査)

第11条 提出された技術提案及び標準案に基づく施工計画等については、技術審査会による審査を経て、競争参加資格の確認に反映されるものとする。

- 2 技術提案に基づく施工計画等の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、標準案と比較した経済性等を、標準案に基づく施工計画等の審査に当たっては、施工の確実性、安全性を評価するものとする。なお、建設業者が技術提案及び標準案に基づく施工計画等を併せて提出した場合において、技術提案に基づく施工計画等が適正であると認められるときは、標準案に基づく施工計画等の審査は行わないものとする。

## (提案の採否の通知)

第12条 技術提案等の採否については、必要に応じ、競争参加資格の確認の通知に併せて技術提案を提出した建設業者に通知するものとする。ただし、簡易型の場合はこれによらず、ヒアリング時に伝えることができるものとする。

- 2 技術提案等が適正と認められなかった者に対しては、その理由を付して通知するものとする。なお、技術提案及び標準案の両方を提出した建設業者に対して標準案に基づく競争参加資格の確認が行われた場合、又は技術提案が適正と認められなかった場合、当該建設業者は技術提案が適正と認められなかった理由について説明要求を行うことができるものとする。

## (総合評価の方法)

第13条 総合評価の方法については次のとおりとする。

- (1) 評価の対象とする性能等の要求要件について、当該工事の目的・内容に応じ評価項目・評価基準を設定する。
- (2) 各評価項目の評価に応じ得点を与える。
- (3) 価格及び性能等に係る総合評価は、除算方式とし、(2)の各評価項目の得点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

ただし、第5条第8項に定める施工体制の確認審査を実施した場合には、施工体制審査マニュアルに基づき得た数値をもって行う。

## (落札者の決定)

第14条 落札者の決定については、入札者に価格及び性能等を持って申込みをさせ、次の各要件に該当する者のうち、前条により得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
  - (2) 入札に係る性能等が、入札公告又は技術資料収集に係る掲示において明らかにした性能等の要求要件の最低限の要求要件を全て満たしていること。
  - (3) 評価値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点を予定価格で除した数値(基準評価値)を下回っていないこと。
- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

## (提案内容の保護)

第15条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている

状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。なお、この旨を技術資料作成要領、特記仕様書等に記載することにより、建設業者に周知するものとする。

(落札者の履行責任)

第16条 落札者は、請負契約後、自らの提出した技術提案及び施工体制確認資料に記載された事項を履行する責任を有する。また、技術提案が適正と認められたことにより、設計図書において施工方法等の指定がされていない部分の工事に関する責任が軽減されるものではない。

2 技術提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合、または施工体制確認資料に記載された事項が履行できなかった場合は、評価点の減点等を行うこととする。なお、この旨を入札説明書又は、契約書等に記載するものとする。

(試行)

第17条 当該要領にもとづく総合評価方式の入札手続の流れについては、別紙1～3を基本とする。

2 当該要領にもとづく総合評価方式については、部分的にこの要領によらず試行することができるものとする。ただし、その場合は入札公告に係る掲示にその旨を記載することとする。

附 則

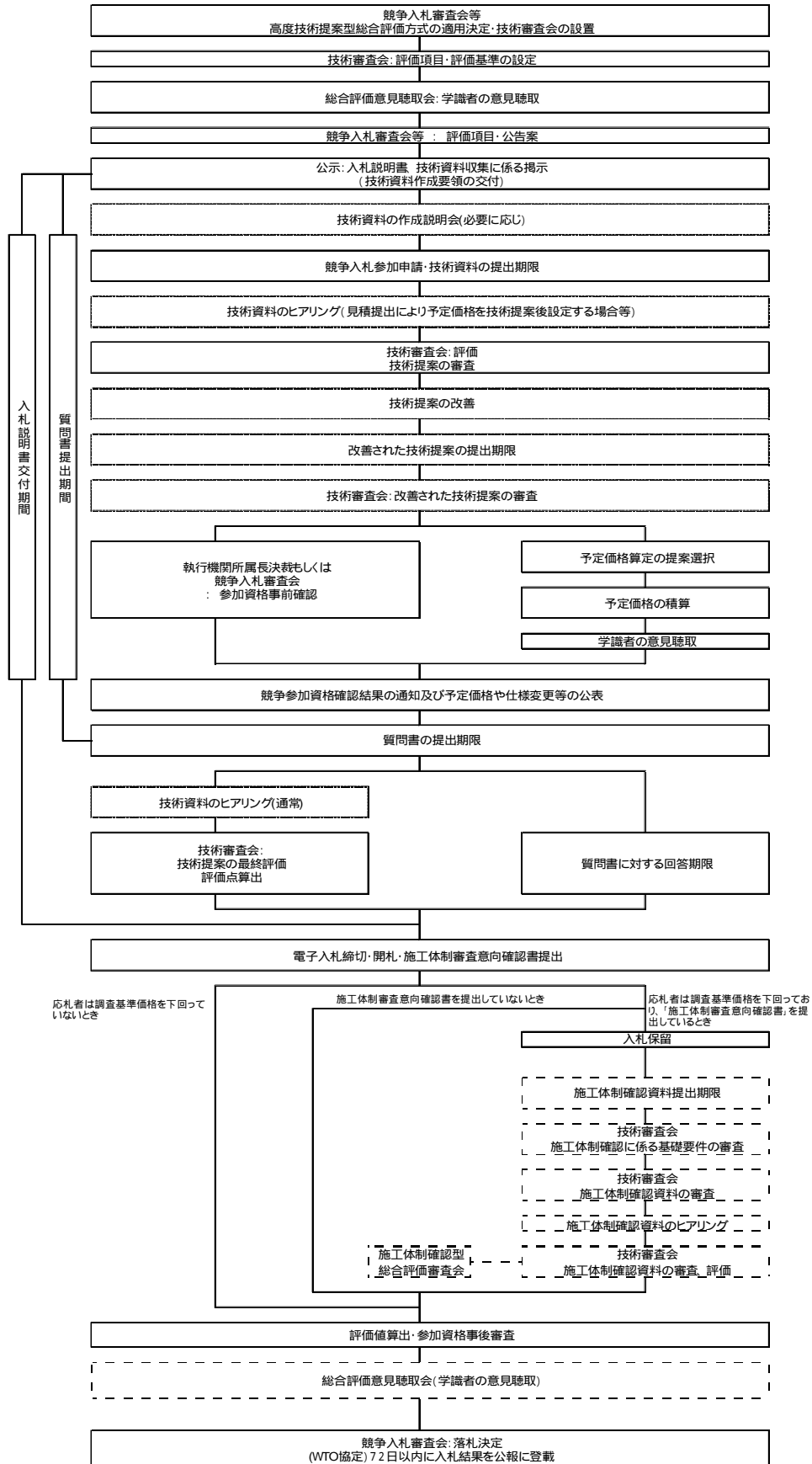
この要領は、平成23年4月1日から施行する。

平成21年3月31日付け県土第27-27号「三重県総合評価方式試行要領」は廃止する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(別紙1)

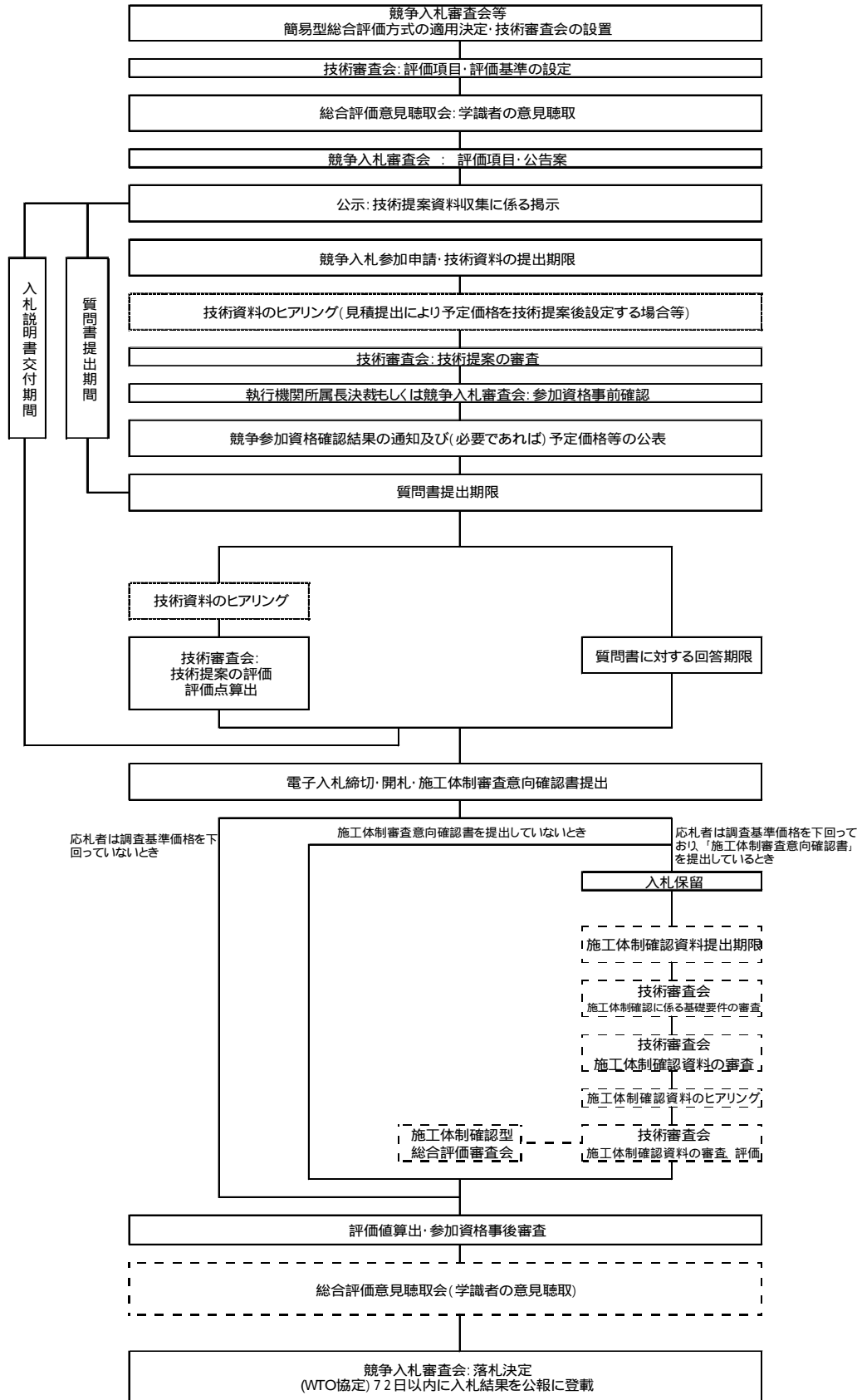
高度技術提案型総合評価方式(一般競争入札)の入札手続の流れ



注 競争参加資格がないと認められた者については、「競争参加資格がないと認められた理由の説明要求」や「理由説明要求に対する回答」に対応するものとします。  
 施工体制の確認審査については、三重県施工体制確認審査マニュアルにより実施します。  
 土曜日、日曜日、祝日等を除いた日数で設定することにより、手続きを行える日数が確保されるよう配慮すること。  
 [ ] は、必要に応じ実施するものとします。但し、ヒアリングについては必ずいずれか1回は実施するものとします。

(別紙2)

簡易型総合評価方式(一般競争入札)の入札手続の流れ

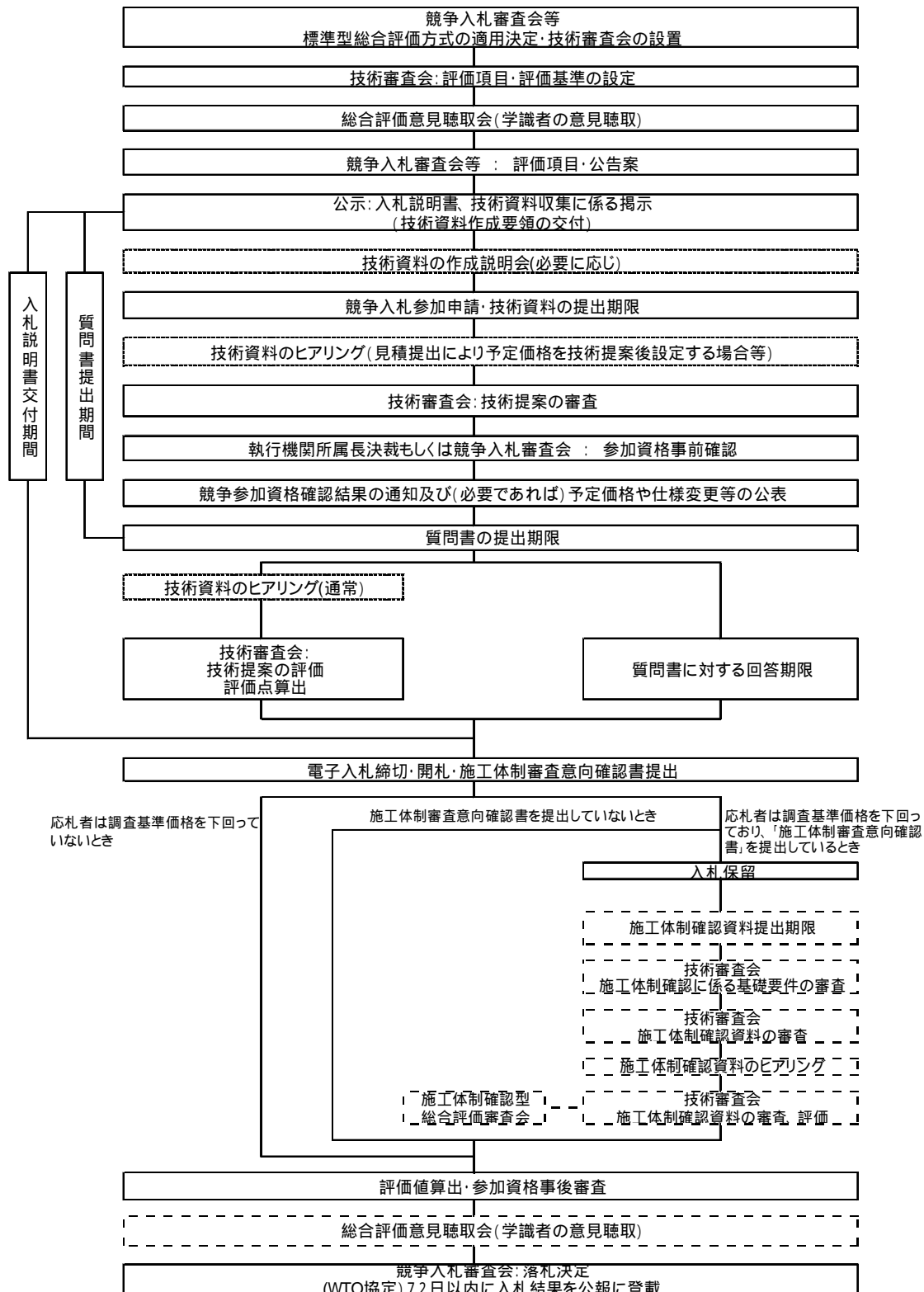


注 積算基準や参考とする積算資料がないものについては、技術提案に含めた総合評価を行うことがあります。  
 競争参加資格がないと認められた者については、「競争参加資格がないと認められた理由の説明要求」や「理由説明要求に対する回答」に対応するものとします。  
 施工体制の確認審査については、三重県施工体制確認審査マニュアルにより実施します。  
 土曜日、日曜日、祝日等を除いた日数で設定することにより、手続きを行える日数が確保されるよう配慮すること。  
 「---」は、必要に応じ実施するものとします。  
 フローに示す技術審査会の開催時期等については、標準を示していますが、その効率的運営を妨げるものではありません。



(別紙3)

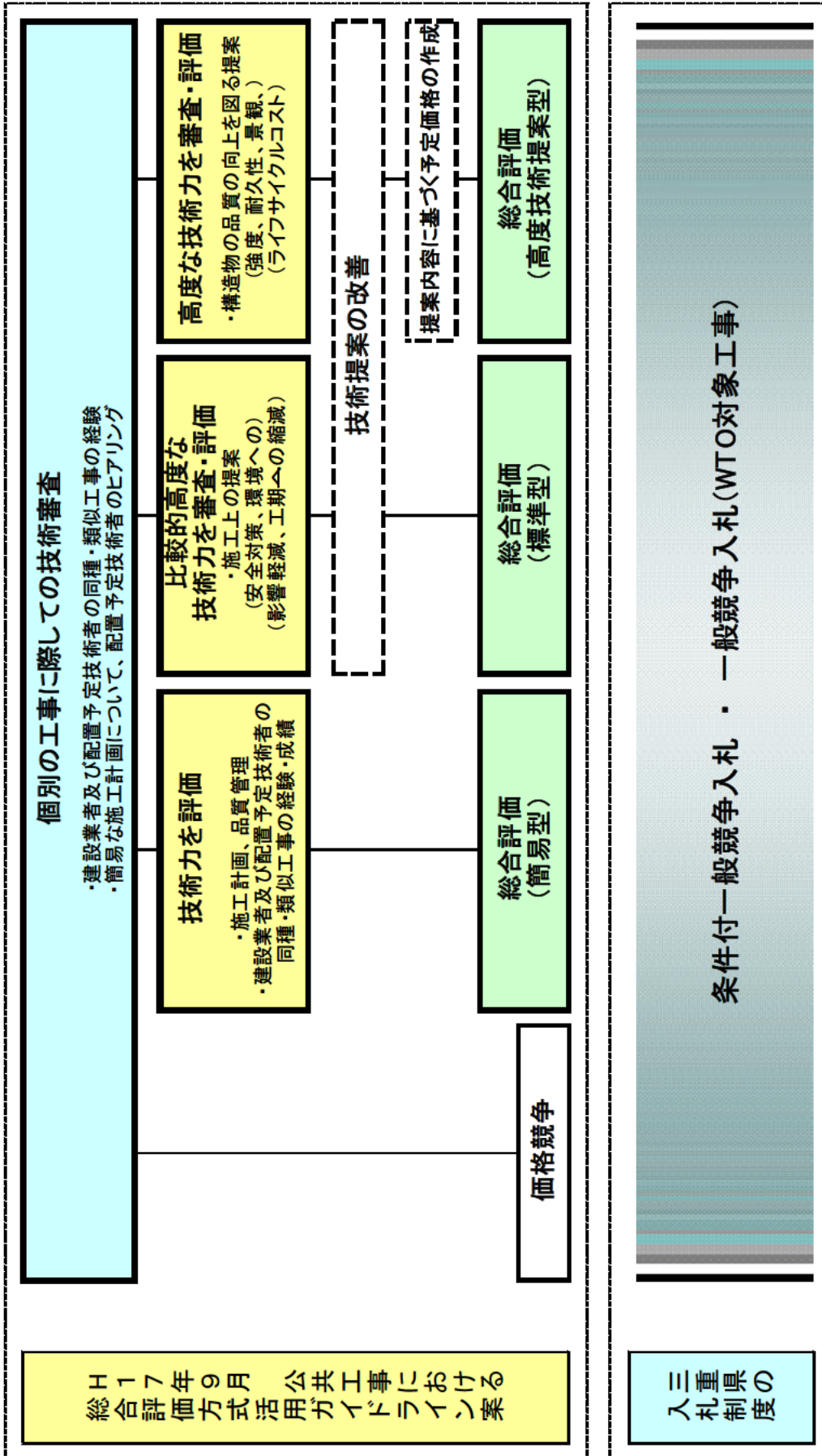
標準型総合評価方式(一般競争入札)の入札手続の流れ



注 積算基準や参考とする積算資料がないものについては、技術提案に含めた総合評価を行うことがあります。  
 競争参加資格がないと認められた者については、「競争参加資格がないと認められた理由の説明要求」や「理由説明要求に対する回答」に対応するものとします。  
 施工体制の確認審査については、三重県施工体制確認審査マニュアルにより実施します。  
 土曜日、日曜日、祝日等を除いた日数で設定することにより、手続きを行える日数が確保されるよう配慮すること。  
 「---」は、必要に応じ実施するものとします。但し、ヒアリングについては必ずいずれか1回は実施するものとします。

(参考)

# 総合評価方式と三重県の入札制度



注) 積算基準や参考とするとする積算資料がないものについては、技術提案に含めた総合評価を行うことがあります。